

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく 軌道運送高度化実施計画の認定について (富山市、富山地方鉄道株)

平成20年2月

国土交通省

1. 軌道運送高度化事業について

- ・ 地域の公共交通を巡る厳しい状況を踏まえ、地域の公共交通の活性化及び再生を総合的、一体的かつ効率的に推進するため、平成19年10月1日より地域公共交通活性化及び再生に関する法律（以下「地域公共交通活性化法」という。）が施行されたところ。
- ・ 軌道運送高度化事業とは、より優れた加速・減速性能を有する車両を用いること及び旅客の乗降を円滑にするための措置を講ずること等により、運送サービスの質の向上を図る事業であって、認定を受けることにより軌道法の特例として上下分離による軌道事業の実施が認められる。

2. 富山市、富山地方鉄道株の軌道運送高度化事業について

- ・ 富山市では、鉄軌道をはじめとする公共交通を活性化させ、その沿線に居住、商業、業務、文化等の都市機能を集積させることにより、公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくりの実現に向けて取り組んでいるところ。
- ・ 平成26年度末の北陸新幹線開業を視野に入れた富山駅周辺地区と市内中心部とのアクセス強化、都心地区全体の回遊性の向上及び中心市街地の活性化等による路面電車ネットワークの形成を図るため市内を走る路面電車を延伸し、環状運転を行うもの。
- ・ 地域公共交通活性化法に基づく「軌道運送高度化実施計画」の認定を受けることにより、軌道法の特例として上下分離方式による軌道事業の実施が可能となることから、本制度による申請があったものであり、今回認定が第一号となる。

【事業の概要】

- 事業者
 - 軌道整備事業 富山市（市長 森 雅志）
 - 軌道運送事業 富山地方鉄道株式会社（代表取締役社長 桑名 博勝）
- 区 間 丸の内・西町間（0.94キロ）
- 運転計画 平日・休日共通 79本／日
- 建設費 2,230百万円
- 開業予定時期 平成21年12月

3. 今後の予定

- ・ 2月28日 軌道運送高度化実施計画の認定（大臣より交付予定）

以上